

平成26年第2回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成26年11月27日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	11月27日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	戸谷裕治
	3番	水野智見	4番	安藤洋一
	5番	山田新太郎	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第59号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第60号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第61号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

平成26年第2回蟹江町議会臨時会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、鈴木民生部次長より、父母の葬儀のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○民生部次長兼子育て推進課長 鈴木利彦君

議長のお許しをいただきましたので、この場をおかりして、10月25日、11月8日に他界しました父並びに母の葬儀の際には、議員の皆様には会葬並びに参列いただきまして、まことにありがとうございます。この場をおかりしましてお礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長 吉田正昭君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 奥田信宏君、お願いいたします。

○議会運営委員長 奥田信宏君

それでは、委員の皆さん、よろしく申し上げます。

○議長 吉田正昭君

それでは、本会議を暫時休憩します。

(午前 9時02分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時06分)

○議長 吉田正昭君

ここで、ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。議会運営委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 奥田信宏君

それでは、ただいま開催をされました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

協議事項としては、まず、平成26年第2回蟹江町議会の臨時会の会期についてであります。

本日1日限りといたします。

それから、2番目、議事日程についてであります。議案上程後、審議1件ずつ採決といたします。

その他、本臨時会が終わってから、12月議会に向けての議会運営委員会を開催をすると、そのような会議でありました。

以上、報告を終わります。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長 吉田正昭君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番高阪康彦君、14番大原龍彦君を指名いたします。

○議長 吉田正昭君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

日程第3 議案第59号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第4 議案第60号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第5 議案第61号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

衆議院が解散を急にされまして、その選挙事務という形で委託金がきょう収入として入っておるわけでございますけれども、事業としてもう既にポスターの看板を張って、くだけ

でやっておみえでございますが、予算はきょう提案されて可決するわけでございますが、本日より前に事業を行っておるということについては支出負担行為ではないかと思うんですが、こういうことはできるのかできないのか、専決処分でやるところもありますよ。専決処分ならもうそのところですが、この蟹江町は、幸か不幸か、今日は臨時議会でございますので、臨時議会で予算が提案をされて執行はできるわけでありましたが、昨日動いておみえになる事業というのは衆議院選挙の看板なんですよね。それについて、そういう行為が可能なかどうか。財政法上どうお考えなのかをお尋ねをしておきます。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

今、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、今おっしゃられますように、看板、いわゆるポスター掲示場の設置がいいかどうかというお話だと思いますが、財政上から申し上げますと、当然、予算がついて執行すべきものというものは十分承知をしております。ただ、申しわけございませんが、日程等との関係もございましてお願いしとる部分はございます。ただ、契約についてはまだ取り交わしてございませんので、予算が可決された後、契約のお取り交わしをしたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○9番 菊地 久君

そうすると、きのうやった工事、人件費については予算のないままやらせたと、命令は誰か知りませんよ、やらせていいということになると、今まででもいろいろな事業ありますけれども、予算がなくても誰かが命令したら先やれるということ、一つの前例であり、今まで町はそういうことをやってきたというふうに理解しますと、今まで私たちは、これ、どう、あれ言うと、ああ、それはすみません、予算がないのでできませんと言った。これからは予算がなくともやろうとするのはできるんだと、こういうことになるんですが、それは誰の解釈でそれができたのか、どなたが解釈すると予算がなくてもやれるのか。権限はどこにあるの。たかがその程度はいいでしょうと思うか知りませんが、そうではない。きちんとしとる。債務負担行為というのはそれでいいのかどうかと、これはきちんとしないと会計法上問題がありますよ。承知のうちでやらせたということは、違法であってもそれはいいんだと、それはいいと言った人は誰なの。責任を今後追及をしようと思ったときには、その問題を取り上げて決算上どうなのと、会計法上どうなのと言われたときに、国の委任事務だから、国のやることだからやむを得んでいいかと、こういうことになる。そんなことあり得んことだ。絶対にあってはならないことと私は思いますが、もう一度見解を求めておきます。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

私のほうからもう一度答弁させていただきます。

菊地議員がおっしゃってみえることは、私、十分理解しておりますし、おっしゃるとおり

ということもわかってございますが、先ほども申し上げましたように日にちが短いから、それは言いわけにしかないということも十分わかっておりますが、契約というか予算執行自体はまだ行っておりません。予算が可決された時点で予算執行をし、契約締結に行きたいと考えております。あくまでもお願いして準備だけしていただいている状況でございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○9番 菊地 久君

こういうことは、ご理解いただくとかいただかんという問題ではないですよ。違法行為ですよ。人命にかかわること、本当に緊急を要すること、そのために予算はないけれども執行せにゃならん場合があるんですよ。それは万やむを得ないということでやれるわけ。これは緊急性があるのか。本当に一日、二日前でも、きょうからでなければいかんものなのかどうか。この緊急性というものではないですよ。それで、緊急性だということになると、それでは国のほうが責任とると、国のことは国が命令したのか、内閣総理大臣の安倍さんの名前で間に合うようにやれという指令がおりたのかと、そういうことになるわけ。国家から言われたからやったということになりますよ。

だから、間違いは間違いで、万やむを得ないと納得するようなことをやっておかないと、衆議院選挙もうわかっるとよ、そんなものはこれは。業者お決めになったの、誰にお金を払うの、払う前からやっていいのと。じゃ、業者はどうやって決めたの、金なしで決めたの。ご理解いただけ、ご理解できるんだったら、これから全部、いい、会計法上間違っとしてもご理解いただく、ご理解いただくだったらいらんじゃないか。そういうことになるよ。いいの、これは重大な問題だよ。わずかでしょう、わずかでもあってもいけない。それはあなたの、今の総務課長の答弁で、それで議会が容認しておったら、これから大変なことになるよ。わざわざ容認できんですよ。不法行為を議会で容認しましたなんてことは、絶対できませんよ。できるような根拠を示して、もう一遍。議会が違法行為を、あなた、認めるということできるわけないでしょう。もう一遍根拠示せ。

(「議長、暫時休憩としましょう」の声あり)

○議長 吉田正昭君

暫時休憩といたします。

(午前 9時36分)

○議長 吉田正昭君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時40分)

○町長 横江淳一君

それでは、今の菊地議員の質問にお答えをしたいというふうに思います。

まずもって、今回の行いに対しましては大変申しわけなく思います。私も実は知らないと

いってもこれは理由になりません。大変、最高責任者として皆様の前でおわびを申し上げたいと思います。

今、実は、県のほうのあれはどうなっているんだという確認をさせていただきました。県のほうは、解散時に専決をされておるそうであります。ただ、そのときにはもう既に投票用紙の印刷が刷り上っておったという、いろいろな事実を議会のほうから指摘をされているようであります。大変タイトな日程の中で非常に難しい選択を迫られた市町村があるやに、今、報告を受けました。

かといって、地方自治法上、会計法上、これは皆様方に可決をいただく前に執行したということは許されるべきことではございません。大変申しわけなく思いますが、今後ともしっかりと自治法上、そして会計法上も遵守しながら前に進めてまいりたいというふうに考えてございます。最高責任者として大変申しわけなく思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご理解をいただきたいと思ひます。

○5番 山田新太郎君

5番の山田ですけれども、私もそういう難しい話ちょっとわからんですが、一つだけ非常に気になったことがあるんですけれども、契約を結ぶ前に実行して、業者を決めてしまっているということは、私としては非常に腑に落ちないわけです。だから、業者が、要するに競争もさせずにこれを実行してしまったと。だから、一般素人的には、入札があつて、あくまで手続の話だけです、入札があつて決められたならわかります。ところが、入札もなく、あらかじめ業者が決まっているということは非常に疑問なんですけれども、そういうふうにあらかじめ業者を決めてしまつて、予算の執行ということが今後なされますか。初めから業者が決まってしまうと、予算をとつて、そこにもう何の競争もなく決めてしまっているということが、今後も蟹江町、いろいろなところに出てくるんですか。非常にこれ、困ったことだなと今聞いておるんですけれども、その辺をちょっと一切理解できませんので、ご説明をお願いします。

○総務部次長兼総務課長 江上文啓君

山田議員のご質問に回答したいと思います。

まず、今、議員がおっしゃってみえるのは、多分ポスター掲示板の設置及び撤去委託料の件かと思われます。これは、予算を見ていただきますと43万4,000円ほどの予算計上でございますので、通常この金額ですと入札にはならないかと思われます。

そういった中で、この事業につきましては、やっぱり64カ所という、場所が非常に多いということもありまして、新しい業者さんにすぐに委託して設置となるとなかなか難しいという問題がございます。そういった中で、今回お願ひした業者さんについては、前から何回もお願ひしているという関係もございまして、従前のときには当然見積もりをとつたこともございまして、その中でも一番安く、正確にやつていただいていたという経緯がありまして、今

回も同じ業者さんでお願いしたというのがございます。

もちろん、先ほどの菊地議員じゃないですが、執行したというかお願いしたこと自体、適法かどうかと言われれば、これは決して適法だとは思っておりませんが、よろしくお願いたいと思います。

以上です。

○5番 山田新太郎君

業者さん、専門の機械を持っていてということは当然いろいろな事業にあるわけで、特に今、トンネル工事などそうですよね。だから、今の説明だけだと、その事業、金額が少ない、多いは別にしまして、他が一切介入できないこのシステムがおかしいと思います。

だから、選挙というのは必ずあるわけで、だったら一般町民誰でもわかるように、もう前に、こういうようなこと、準備でほかの業者も探してありますと。その上でこういうふうに執行していますと。ほかの業者もどこかで投げかけてほしいんです。チャンスを与えてほしいんですよ。だから、機械を持っている、それから材料を持っている、多分ここが一番丁寧にやって、その前に、ここへやらせるのが一番安い、そういう思惑あることはよく理解できるんですよ。だけれども、やっぱり競争入札じゃないですけども、独占にしないように努力をしてほしい、そういうことなんです。だから、私が理解できないから、一般の町民の方、理屈だけからいって、やっぱり理解できないことが多いと思われまますので、これ、金額が少ないからどうのこうの話じゃないと思うんですね。だから、外から見て独占業者だというような風潮をつくらないように、何か努力をしていただきたい。よくわかりますよ。そちらの気持ち、よくわかりますよ。わかるけれども、ただ僕の言いたいのは、競争させた上で決めていただくように、今後何か手だてがあると思いますので考えていただきたい。これは要望にしておきます。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

以上で、本臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。したがって、平成26

年第2回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 9時47分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 吉 田 正 昭

13番 議 員 高 阪 康 彦

14番 議 員 大 原 龍 彦